

## 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議（第12回）

日時 平成19年6月27日（水）午後2時

場所 石鳥谷生涯学習会館 3階 大会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 条文・P I 検討チーム別検討会

4 意見交換（全体会）

5 次回市民会議の開催について

7月9日（月）午後2時 花巻市役所 本館303会議室

6 閉 会

(仮称)花巻市まちづくり基本条例 検討たたき台

章	条	条文(キーワード)	備考
前文		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住みたいまち、住んでみたいまち</li> <li>・結いの精神</li> <li>・イーハトーブ</li> <li>・恵まれた自然環境(山・川等)</li> <li>・過去と未来のかけはし</li> <li>・やすらぎのあるまち</li> </ul>	
第1章 総則	1 目的	<p>花巻市のまちづくりの基本的な事項を定めます。 市民・市議会・市長・市職員のそれぞれの役割と責務を明らかにします。 また、活力に満ち、安心して暮らせる、魅力ある花巻市を実現することを目的とします。</p>	
	2 位置づけ	<p>(最高規範性) (1) この条例は、花巻市の最も基本的な理念・行動原理であり、最高規範です。花巻市が、他の条例などの制定改廃や計画の策定を行うときは、この条例の趣旨を最大限に尊重します。</p> <p>(委任) (2) 花巻市は、この条例に定める内容に即して、それを具体化するために、分野別に条例を別に制定するとともに、既存の条例・規則等の体系化を行います。</p>	
	3 定義	<p>この条例において、用語の定義は次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に居住するもの、市内で働くもの、市内で学ぶもの、活動するもの、事業を営むもの</p> <p>(2) 参画 市民が、まちづくりに主体的に参加し、行動すること。</p> <p>(3) 協働 まちづくりのために市民、市議会、市行政が、それぞれの役割と責務をもって、ともに参加し、行動すること。</p> <p>(4) コミュニティ 地域の生活をより良くするために、多様な参画を通して形成される組織や集団</p> <p>(5)</p>	

章	条	条文(キーワード)	備考
第2章 基本原則	4 まちづくり基本原則	花巻市は、次に掲げる基本原則に基づき、自治体運営を進めます。  (1) 参画と協働によって、まちづくりを行います。 (2) 花巻市は、まちづくりのために、市民・市議会・市行政は情報を互いに提供し、共有します。 (3) 自然との共生を図り、持続発展が可能な循環型の共生地域を形成します。 (4) 結いを発展させた、健全なコミュニティづくりを保障し、市民主体の地域自治を行います。	
	5 行政運営のルール	・サービスの公平 ・健全な財政運営 ・説明責任とパブリックコメント ・地域コミュニティの保障(市民の参画と協働) ・行政評価	
	6 市民の権利と責務	花巻市民は、次の権利を有し、また責務を負います。 (1) 権利 平和で安全に生き、良好な環境の中で生きる権利 参画権(政策形成、執行、評価の各段階) 情報の提供を要求し、知る権利 行政サービスを公平に受ける権利  (2) 責務 自らの発言と行動に責任を持つこと。 公共の福祉、次世代、花巻の将来に配慮し、豊かな花巻市の形成に積極的に努めること。	
	7 事業者等の権利と責務	花巻市内で事業を営むもの等は、次の権利を有し、また責務を負います。 (1) 権利 事業者等は、自由に自立した活動を営む権利 市民及び市行政と協力し、協働の担い手として花巻市のまちづくりに参加する権利  (2) 責務 法令又は条例を遵守する責務 快適な環境の実現、及びまちづくりの推進に寄与する責務	
	8 市議会の役割と責務	・行政監視 ・政策提案能力 ・報告義務	
	9 市長の役割と責務	・市民の意見を聴く ・報告義務 ・健全財政	
	10 市職員の役割と責務	・サービスの公平化(地域格差の解消) ・サービスの向上化 ・報告義務	

章	条	条文(キーワード)	備考
第3章 生存	11	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和、非核都市</li> <li>安全</li> <li>安心</li> <li>インフラ整備</li> </ul>	
	12 (少子化対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子を産みやすい環境の整備・育成</li> <li>子育て支援</li> <li>医療サービス、福祉サービス</li> </ul>	
	13 (高齢者対策)	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者対策</li> <li>医療サービス、福祉サービス</li> <li>( )</li> <li>*例 バリアフリー等</li> </ul>	
第4章 子ども		<ul style="list-style-type: none"> <li>市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務があります。</li> <li>子どもは、年齢に応じて政策形成等の過程に参画することができます。</li> </ul>	
第5章 教育・文化		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化遺産</li> <li>教育(義務教育 生涯教育)</li> <li>花巻の風土の保護</li> <li>国際的交流</li> </ul>	
第6章 生活		<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の保全</li> <li>まちなみ</li> <li>インフラ整備</li> <li>農業や観光業を中心とする産業の活性化、地産池消</li> </ul>	
第7章 住民投票		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、市議会と市長は、重要な政策の選択に、市民の意思を的確に反映させるため、常設の住民投票条例を定めなければなりません。</li> <li>住民投票の投票権は満18歳以上とし、花巻市に住所を持つものとします。</li> <li>市議会及び市長は住民投票の結果を尊重しなければなりません。</li> </ul>	
第8章 評価・見直し		<ul style="list-style-type: none"> <li>評価 市は、花巻市のまちづくりが、この条例の趣旨に沿って整備され、運用されているかどうかを評価しなければなりません。評価に当たっては市民の意見が適正に反映される仕組みを整備します。</li> <li>見直し 市は5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、見直し等の必要な措置を行います。</li> </ul>	